

説 明 書

1. 業 務 名

平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「公共交通機関利用の外国人旅行者向けの「縁の道～山陰～」周遊滞在拡大事業」

2. 実 施 時 期

契約締結の日～平成 31 年 3 月 20 日

3. 業 務 の 目 的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

そこで、（一社）山陰インバウンド機構では、急増する個人型訪日外国人旅行者を「縁の道～山陰～」エリアに誘客し、同エリアの周遊を促進するため、周遊の際に役立つ情報が記載された利用者の視点に立ったガイドブックを多言語で作成し、利便性を高めることで受け入れ環境の整備を進め、訪日外国人旅行者の誘致と周遊促進を図る。

4. 業 務 の 内 容

「縁の道～山陰～」エリアへの訪日外国人旅行者の視点に立った、公共交通機関を利用した同エリア内の周遊に役立つガイドブックとなるよう以下に留意の上、実施すること。

ガイドブックの作成

■ガイドブック

<作製仕様>

①体裁：B5 版冊子 4 色 32 ページ

②紙質：コート紙 70kg

③綴じ方法：中綴じ

④言語：5 言語（英語、韓国語、中文繁体字、中文簡体字、タイ語）

⑤部数：英語、韓国語、中文繁体字、各 4,000 部、中文簡体字、タイ語 1,500 部、

計 15,000 部

⑥印刷：オフセット印刷

<記載内容>

「縁の道～山陰～」エリアの主要観光地を周遊するにあたり、公共交通機関を利用する際に※実用的な情報を提供するツールとして、利用者の視点に立ったガイドブックとなるよう、以下の項目を含んだ上で、実施すること。

※「実用的な情報」には、観光庁の実施したアンケート「外国人旅行者の日本の受入環境に対する不便・不満」による結果などを参考とすること リンク：<https://www.mlit.go.jp/common/000205584.pdf>

- ・「縁の道～山陰～」エリア内の主要鉄道駅及びバスセンター周辺図（画像を使用すること）
- ・公共交通機関の利用方法をわかりやすく説明する図説など
- ・マップを用いて記載内容と場所をリンクさせて表現すること
- ・観光地の見どころ、おみやげ情報を記載すること
- ・山陰デスティネーションキャンペーンに連動した「あめつち」の掲載、鬼太郎列車リニューアル、まんが王国とっとり満喫周遊パスの情報など

■その他

- ①株式会社ダイヤモンド・ビッグ社が運営する WEB サイト及びアプリ等により、「縁の道～山陰～」特集が掲載されたデジタルブック及び今回制作するガイドブック 32 ページのデジタルブックを配信すること。
- ②今般作成したガイドブックを、ゲートウェイにある外国人観光案内所への配架及び海外旅行博での配付など、外国人旅行客に配布する手段を講じること。
- ③JRレールパスを購入すると、もれなくガイドブックが手に入ることに付いて、分かりやすい宣伝告知が出来るように、ガイドブック専用ポスターなどを制作し、山陰地区の駅や米子空港での掲示などを提案すること。
- ④表紙には、「地球の歩き方」特別版の文言を加え、このガイドブックを片手に持ちながら、JRパスを使い、山陰観光を楽しむスタイルが定着するように、工夫を凝らすこと。

■留意事項

- ①ガイドブックの作成に係る行程スケジュールを提出すること。
- ②翻訳は、対象言語を母国語とする翻訳者と日本語を母国語とする翻訳者の複数体制で行うなど、日本独特の表現に対しても適切なものとなるよう考慮すること。
- ③紹介する観光地、観光施設の情報は、(一社)山陰インバウンド機構、鳥取県及び島根県で可能な限り提供協力をするが、適宜掲載内容を確認すること。
- ④紹介する観光地、観光施設の写真等の素材については、(一社)山陰インバウンド機構、鳥取県及び島根県で可能な限り提供等の協力をするが、掲載許可は取得すること。
- ⑤校正については、原則として受託者の責任校正とする。
- ⑥作成に必要な写真等のコンテンツ調達に必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。また、作成にあたり著作権の許諾等の手続きが必要な場合は、すべて受託者にて行うものとする。
- ⑦本事業により作成された制作物の著作権は、(一社)山陰インバウンド機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、(一社)山陰インバウンド機構が本事業において、その使用权及び翻訳権を有するものとする。

5. 成果物の提出等

(1) 提出先及び提出部数

(一社)山陰インバウンド機構 全部

(2) 成果物に係るデータ

成果物の提出時に、当該成果物を PDF 化したデータ及び可変電子データを合わせて山陰インバウンド機構に提出すること

(3) 提出期限 【ガイドブック(韓国語・中文繁体字・中文簡体字・英語・タイ語)】

平成 31 年 3 月 20 日(水)

6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- (3) 可能な限り日本政府観光局(JNTO)が運営する Web サイト(<http://www.jnto.go.jp/>)や(一社)山陰インバウンド機構が運営する Web サイト(<https://www.sanin-tourism.com/>)へのリンク設定、URL・QR コードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各 Web サイトへの誘導に配慮すること。